

議案第 37 号

総社市行政財産使用料徴収条例の一部改正について

総社市行政財産使用料徴収条例（平成 17 年総社市条例第 58 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

市役所会議室等の使用料を徴収するに当たり，1 時間当たりの使用料の額を定める必要があるため，関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

総社市行政財産使用料徴収条例（平成 17 年総社市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項号」という。）を加える。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項号及び別表の表示を除く。）を加える。
次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
（使用料の額等の特例） 第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず，次の各号に掲げる場合における使用料の額は，当該各号に定める額とする。 （1）及び（2）略 <u>（3）総社市庁舎管理規則（平成 17 年総社市規則第 5 号）第 2 条に規定する市役所の会議室等を使用する場合 別表の左欄に掲げる区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める額</u> 2 前項第 1 号及び第 2 号の使用料の額については，使用期間が 1 年に満たないときは，月割計算により算定するものとする。この場合において，使用期間が 1 月に満たないときは，1 月として算定するものとし，1 件の使用料が 10 円に満たないときは，10 円とする。 3 略 <u>4 第 1 項第 3 号の使用料の額については，使用時間に 1 時間未満の端数があるときは，その端数時間を 1 時間とみなして算定するものとする。</u> （加算金） 第 5 条 略 <u>2 前条第 1 項第 3 号の規定により会議室等を使用する場合において，使用</u>	（使用料の額等の特例） 第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず，次の各号に掲げる場合における使用料の額は，当該各号に定める額とする。 （1）及び（2）略 2 前項の使用料の額については，使用期間が 1 年に満たないときは，月割計算により算定するものとする。この場合において，使用期間が 1 月に満たないときは，1 月として算定するものとし，1 件の使用料が 10 円に満たないときは，10 円とする。 3 略 （加算金） 第 5 条 略

改正後	改正前								
<u>者が入場料を徴収するときは、同号に規定する使用料の額の5割に相当する額を当該使用料の額に加算して徴収する。</u> 3 <u>前条第1項第3号の規定により会議室等を使用する場合において、使用時間を超過して使用したときは、当該使用時間を超過して使用した時間に係るものに限り、同号に規定する使用料の額の5割に相当する額を当該使用料の額に加算して徴収する。</u> 4 <u>前項の加算金の額については、使用時間を超過して使用した時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間を1時間とみなして算定するものとする。</u> <u>別表（第4条関係）</u> <table><tr><th>区 分</th><th>使用料の額（1時間当たり）</th></tr><tr><td>床面積 150 m²以上のもの</td><td>1,500 円</td></tr><tr><td>床面積 25 m²以上 150 m²未満のもの</td><td>700 円</td></tr><tr><td>床面積 25 m²未満のもの</td><td>100 円</td></tr></table>	区 分	使用料の額（1時間当たり）	床面積 150 m ² 以上のもの	1,500 円	床面積 25 m ² 以上 150 m ² 未満のもの	700 円	床面積 25 m ² 未満のもの	100 円	
区 分	使用料の額（1時間当たり）								
床面積 150 m ² 以上のもの	1,500 円								
床面積 25 m ² 以上 150 m ² 未満のもの	700 円								
床面積 25 m ² 未満のもの	100 円								

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。